

同窓会発表活動支援内規

- 第一条 この内規は名古屋造形同窓会正会員・準会員の発表活動を支援することを目的とする。
- 第二条 この支援の対象は、すでに過去において個展・グループ展を2回以上発表している正会員・準会員とする。また、企画・内容とも優れたもので同窓生発表活動支援委員会が認めたもの。
- 第三条 グループ展の場合は、出品構成員の半数以上が本学の正会員・準会員であること。
- 第四条 この支援は、正会員・準会員、年一回とし、2年連続するものは対象外とする。また2回を限度とする。
- 第五条 支援金として1企画20,000円を支給する。支援金は振込みとし、支援金の支給は終了報告書提出確認後とする。
- 第六条 支援要請は所定の用紙に記入して申し込むこと。
- 第七条 DM・案内状に後援／名古屋造形同窓会の記載を必ず行う事。
- 第八条 作品展の終了後、所定の用紙にDM・案内状・写真を添付記入し報告すること。
- 第九条 申し込みは開催日の6ヶ月以上前とし、申し込み期間は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。
- 第十条 この内規は2009年（平成21年）7月30日より施行する。

同窓生発表活動支援委員会
名古屋造形同窓会事務所

〒462-0846
愛知県名古屋市北区名城2丁目4番1
tel/fax : 052-981-8020
e-mail : info@nzud.jp
url : <http://www.nzud.jp/>